

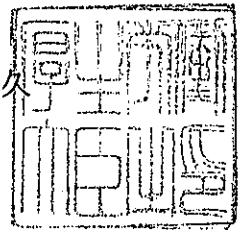
厚生労働省発能0908第1号

平成27年9月8日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する告示案要綱（案）

第一 雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部改正関係

一 専門実践教育訓練に該当するものとして、学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の正規の課程（専攻科及び別科の課程を含む。以下同じ。）又は特別の課程のうち、大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程（平成二十七年文部科学省告示第百二十四号）に基づき文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したものであって、正規の課程にあっては当該教育訓練の期間が一年以上二年以内、特別の課程にあっては当該教育訓練の時間が百二十時間以上かつ期間が二年以内のものであり、中長期的なキャリア形成に資するものとして職業能力開発局長が定める基準に該当するものを加えること。（第二項第一号ロ(2)関係）

二 専門実践教育訓練の実績として、前号に該当する教育訓練については、大学院における正規の課程にあっては訓練修了後の就職等の状況及び定員充足率の実績、それ以外の教育訓練にあっては訓練修了後

の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであることを加えること。(第二項第一号ロ(2)関係)

第二 その他

- 一 この告示は、平成二十八年四月一日から適用するものとする。
- 二 この告示の適用に関し、必要な経過措置を定めること。